市税等の滞納処分により差し押さえた財産について「インターネット公売」を実施します。くわしくは市ホームページをご覧ください 問収納課・内線1256

# 市民税・都民税 所得税 申告期間は2月16日(木)～3月15日(水)

## 市民税・都民税 申告は市役所へ

市民税・都民税の申告が必要な方の目安(左図)を参考に、2月16日(木)～3月15日(水)に申告受付窓口(1面表)で手続きしてください。郵送による申告も受け付けています。また、今年度から申告にはマイナンバーの記載と本人確認書類(左下欄)の提示が必要です。

問課税課市民税係・内線1206

## 所得税 申告は税務署へ

2月9日(木)～3月15日(水)の間、所得税(復興特別所得税)等の確定申告書作成・提出会場が立川税務署(下地図)に開設されます(土曜・日曜日、祝日を除く。ただし、2月19日・26日の日曜日は開設)。今年から申告にはマイナンバーの記載と本人確認書類(左下欄)の提示が必要です▽相談＝午前9時～午後5時(午後4時ごろまでにお越しください)▽提出＝午前8時30分～午後5時

### 確定申告が必要な方(主な方)

▼給与所得のある方で次のいずれかに該当する方▽給与収入が2千万円を超える▽1か所から給与の支払いを受けており、給与所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える▽2か所以上から給与の支払いを受けており、年末調整を受けていない給与の収入金額と給与所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える

▼公的年金等に係る雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた結果、残額がある方

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は確定申告は不要。ただし、外国からの公的年金等を受給している方は確定申告が必要です。

問立川税務署☎(523)1181

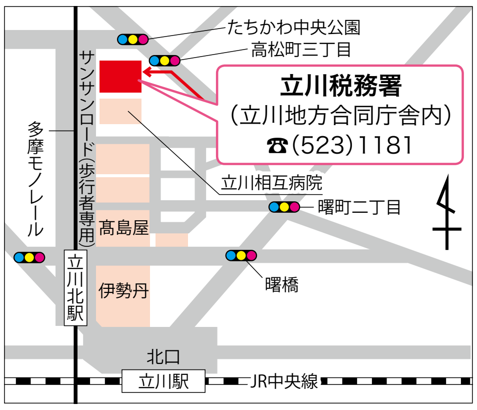


### 記入済みの確定申告書を市役所でも仮受け付け

2月16日(木)～3月15日(水)の間(土曜・日曜日を除く)は、記入済みの確定申告書を市役所でも仮受け付けします(本人確認書類の写しの添付が必要)。

問課税課市民税係・内線1206

### 高齢者の障害者控除

障害者手帳をお持ちでなくても、次の全てに該当する方は、所得税や市民税・都民税の障害者控除または特別障害者控除を受けることができます▼65歳以上である▼介護保険の要介護または要支援認定を受けている▼要介護または要支援認定の主治医意見書で日常生活自立度判定基準ランクに一定以上の記載がある

該当する方は、介護保険課(市役所1階4番窓口)で障害者控除の申請をし、認定書の交付を受けて、税の申告をしてください。控除額は、▼障害者控除＝所得税27万円、市民税・都民税26万円▼特別障害者控除＝所得税40万円、市民税・都民税30万円▼同居特別障害者控除＝所得税75万円、市民税・都民税53万円です。

問介護保険課介護認定係・内線1455

## 市民税・都民税の申告が必要な方の目安

平成29年1月1日現在 立川市に住所のある方

- 平成28年中に収入のある方
  - 税務署で確定申告をする方 → 申告の必要はありません
  - 給与収入のみの方で勤務先から市へ給与支払報告書が提出されている方(勤務先に確認してください) → 申告の必要はありませんが、源泉徴収票に記載のない控除を受ける場合は申告が必要です
  - 公的年金等の収入のみの方 → 申告の必要はありませんが、源泉徴収票に記載のない控除を受ける場合は申告が必要です
  - 上記以外の方(税務署で確定申告の必要がないと言われた方を含む) → 申告が必要です
- 平成28年中に収入のない方
  - 市内の親族に扶養されている方 → 申告の必要はありません
  - その他の方(仕送り・蓄えなどにより生活している方、市外の親族に扶養されている方、障害・遺族年金を受給している方など) → 申告が必要です

## 市民税・都民税の申告時の持ち物

①申告書と印鑑

②平成28年中の所得と控除に関する書類

▶給与所得・公的年金収入のある方は源泉徴収票、それ以外の所得のある方は、収入金額や必要経費の分かる領収書・帳簿など

▶国民年金保険料や生命保険料等の控除証明書、社会保険料・医療費・寄附金等の領収書など

▶障害者控除の適用を受ける方は障害者手帳、愛の手帳、障害者控除対象者認定書など

③本人確認書類(下欄参照)

## 市民税・都民税 所得税 本人確認書類とは

**【マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は】**

マイナンバーカードだけで、本人確認(マイナンバー確認と身元確認)が可能です

**【マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない方は】**

| マイナンバー確認書類 | | 身元確認書類 |
|---|---|---|
| ●通知カード<br>●住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限ります)<br>などのうちいずれか1つ | ＋ | ●運転免許証<br>●公的医療保険の被保険者証<br>●パスポート<br>●障害者手帳<br>●在留カード<br>などのうちいずれか1つ |

## 個人事業主向け 決算・確定申告相談会

立川商工会議所主催。必ず事前にお申し込みください。

時・場左表の通り

申電話か、参加日、事業所名、住所、氏名、電話番号を書いてファクスで立川商工会議所(曙町2-38-5 12階)☎(527)2700 Fax(527)5913へ

| 日程 | 会場 |
|---|---|
| 2月20日(月) | 若葉会館 |
| 2月22日(水) | 柴崎学習館 |
| 2月27日(月) | 天王橋会館 |
| 3月1日(水) | 子ども未来センター |
| 3月3日(金) | 立川商工会議所 |
| 3月7日(火) | 立川商工会議所 |
| 3月9日(木) | 立川商工会議所 |

時間は午後1時15分～4時15分〔3月3日(金)のみ午後6時～8時30分〕

## 保険料年金天引きのお知らせを郵送

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料が4月～8月にかけて年金からの天引きになる方に、「平成29年度保険料仮徴収開始のお知らせ」を2月中旬に郵送します。対象の方は次の通り。

●国民健康保険料 ▼新たに年金天引きになる方＝平成28年4月2日～10月1日に65歳になった国民健康保険の被保険者の方や、平成28年4月2日～10月1日に転入等により新たに立川市国民健康保険の被保険者になった65歳以上の方などで、保険料の天引きが可能な年金を受給している方▼引き続き年金天引きになる方＝現在年金天引きとなっている方で、年金天引きを中止する申請をしていない方。

●後期高齢者医療保険料 ▼新たに年金天引きになる方＝平成28年4月2日～10月1日に75歳になった被保険者の方や、平成28年4月2日～10月1日に転入した75歳以上の方などで、保険料の天引きが可能な年金を受給している方(現在口座振替されている方を除く)

なお、後期高齢者医療保険料が現在年金天引きとなっている方で、年金天引きを中止する申請をしていない方には、仮徴収開始のお知らせは郵送しませんが、引き続き年金天引きとなります。

問保険年金課賦課係▽国民健康保険料＝内線1416▽後期高齢者医療保険料＝内線1406